



発行 新潟県

第 98 号

令和5年12月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1305 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 1306 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 1307 保安林の指定解除（治山課）
- 1308 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1309 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1310 公共測量の実施通知（監理課）
- 1311 公共測量の終了通知（監理課）
- 1312 公共測量の終了通知（監理課）
- 1313 公共測量の実施通知（監理課）
- 1314 公共測量の終了通知（監理課）
- 1315 公共測量の実施通知（監理課）

公 告

一般競争入札の実施（ICT推進課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の中止（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 113 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 114 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 115 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 116 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 117 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）
- 118 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

公安委員会告示

- 141 新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正（情報管理課）

告 示

◎新潟県告示第1305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

Dental NEST Reg alo	上越市下門前 2255	令和5年10月23日
みらいともす訪問看護ステーション	五泉市村松乙 259-3	令和5年9月29日
新潟眼科クリニック 小出分院	魚沼市稲荷町1丁目 22番地	平成24年4月1日

◎新潟県告示第1306号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年12月22日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
いまい皮膚科医院	長岡市関原町2-136	令和5年10月31日
医療法人社団 竹山整形外科	長岡市東宮内町3407-6	令和5年9月30日
大手薬局 東宮内店	長岡市東宮内町4900番地1	令和5年9月30日
医療法人社団 浩純会 山岸耳鼻科	燕市殿島2丁目7091番地2	令和5年11月4日
医療法人社団 磯部医院	三島郡出雲崎町大字住吉町18番地	令和5年8月31日

◎新潟県告示第1307号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年12月22日

新潟県知事 花角 英世

- 解除保安林の所在場所
新潟県柏崎市西山町和田字鶴巻97の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を令和5年12月15日認可した。

令和5年12月22日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第1309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営東海地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年12月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和5年12月25日から令和6年1月26日まで
- 3 縦覧に供する場所
糸魚川市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1310号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量 2級基準点測量3点、3級水準測量3点
- 2 作業期間 承認日から令和6年5月29日まで
- 3 作業地域 東蒲原郡阿賀町

◎新潟県告示第1311号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業期間 令和5年4月5日から令和5年8月31日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市全域

◎新潟県告示第1312号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営防災重点農業用ため池緊急整備事業西野堤地区用地測量)
 - 2 作業期間 令和5年9月1日から令和5年10月27日まで
 - 3 作業地域 佐渡市沢根五十里地内
-

◎新潟県告示第1313号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 数値撮影(デジタル) 地図情報レベル1000 13.0km²
数値図化 地図情報レベル2500 13.0km²
UAV レーザ 地図情報レベル500 0.27km²
- 2 作業期間 令和5年9月29日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域 新潟県村上市坂町地先～新潟県岩船郡関川村金丸地先

◎新潟県告示第1314号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営かんがい排水事業 上田第1地区用地測量)
- 2 作業期間 令和5年11月7日から令和5年12月12日まで
- 3 作業地域 南魚沼市早川 地内

◎新潟県告示第1315号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(国有地境界確定用地測量(その2))
- 2 作業期間 令和5年11月28日から令和6年2月15日まで
- 3 作業地域 新発田市小戸 地内

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式(その4)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年12月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式(その4)の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和6年2月29日(木)
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間
令和5年12月22日(金)から令和6年1月26日(金)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページ

でダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

(2) 問合せ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和6年1月26日(金) 午後1時30分

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室16階

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。

(3) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(4) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行した者でないこと。

(5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和5年12月22日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和6年1月17日(水) 午後5時まで

イ 提出方法

本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号: 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話: 025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和6年1月22日(月)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、

委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則

その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、MRI装置に使用する液体ヘリウムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年12月22日

新潟県立加茂病院長 川合 弘一

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

MRI装置に使用する液体ヘリウム 500L

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入日

令和6年1月25日(木)

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「薬品・肥飼料・資材類」に登録されている者であること。

(8) 当該業務に係る入札説明書の交付を受け、後記4(1)に定める入札参加資格を証明する書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院 経営課経営係

電話番号 0256-52-0701 内線5105

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和6年1月10日(水)まで（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日は除く。）の各日の午前9時から午後5時まで前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和6年1月10日(水)午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。郵送の場合は令和6年1月10日(水)までに必着させるとともに、書留又は配達記録郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和6年1月16日(火) 午前10時00分

新潟県立加茂病院 1階 多目的ホール

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の中止について(公告)

令和5年12月15日付けで公告した「新潟県立中央病院・電動リモートコントロールベッドの購入」について、仕様書の見直しが必要となったため、一般競争入札を中止する。

令和5年12月22日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年12月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党小須戸支部	内宮貞志	本望祐太	新潟県新潟市秋葉区小須戸3110	R5. 11. 20

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いざぎ博幸後援会	上野一美	伊崎博幸	新潟県上越市大貫1-8-10	R5. 11. 14
大島美香後援会	山口昭夫	大島栄子	新潟県上越市本町一丁目6-22	R5. 11. 20
草間かずゆき後援会	草間和幸	横山喜代栄	新潟県上越市頸城区榎井557番地	R5. 11. 17
仙海直樹後援会	仙海直樹	竹村龍彦	新潟県三島郡出雲崎町大字大門241-14	R5. 11. 22
平原るみと明日を考える会	平原留美	平原留美	新潟県上越市大和5丁目1番5号	R5. 11. 28
降旗太地後援会	降旗太地	降旗紗穂	新潟県上越市高土町3-6-23	R5. 11. 29

◎新潟県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年12月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党守門支部	志田貢	主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市大倉沢363-8	新潟県魚沼市大倉沢364-1	R5. 11. 17
自由民主党弥彦村支部	本多隆峰	主たる事務所の所在地	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓7101	新潟県西蒲原郡弥彦村峰見133-5	R5. 08. 03

		代表者の氏名	本多隆峰	小熊正	R5. 08. 03
自由民主党 新潟県第一 選挙区支部	塚田一郎	会計責任者の 氏名	石川祐也	木之本かづ美	R5. 11. 27
立憲民主党 新潟県総支 部連合会	本多智奈美	会計責任者の 氏名	大久保聡	馬場徹	R5. 11. 23
国民民主党 新潟県総支 部連合会	上杉知之	会計責任者の 氏名	市川政広	西村幸子	R5. 11. 29

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
小林則幸と 町政を語る 会	日浦寛治	会計責任者の 氏名	小林忠敏	久我秀	R5. 11. 25
塚田一郎後 援会	塚田一郎	会計責任者の 氏名	石川祐也	木之本かづ美	R5. 11. 27
新潟県産業 資源循環協 会新潟県地 区政治連盟	関隆雄	代表者の氏名	関隆雄	青木俊和	R5. 11. 16
山本博文後 援会	黒崎裕人	代表者の氏名	黒崎裕人	山崎陽一	R5. 11. 28
渡辺りゅう ご後援会	齋藤真一郎	主たる事務所 の所在地	新潟県佐渡市中原 472番地1	新潟県佐渡市相川 大浦775番地	R5. 11. 01

◎新潟県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年12月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
---------	-----	-------

	の氏名	
自由民主党牧支部	武田正一	R5. 11. 08
自由民主党新潟県見附市第一支部	早川吉秀	R5. 10. 01

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
魚沼みらいの会	中野超	R5. 11. 13

◎新潟県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年12月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
草間和幸	市議会議員	草間かずゆき後援会	新潟県上越市頸城区榎井557番地	R5. 11. 17
降旗太地	市議会議員	降旗太地後援会	新潟県上越市高土町3-6-23	R5. 11. 29

◎新潟県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年12月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
関根一義	せきね一義後援会	R5. 04. 30

◎新潟県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

平成22年分

(単位 円)

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

平成23年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

平成24年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

平成25年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

平成26年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

平成27年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

平成28年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

平成29年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

平成30年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

令和元年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

令和2年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

令和3年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
--------	---------

前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

自由民主党白根支部

報告年月日 05.03.31

1 収入総額	450,381
前年繰越額	53,981
本年收入額	396,400
2 支出総額	350,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (110人)	116,400
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	280,000
自由民主党新潟県支部連合会	280,000
4 支出の内訳	
政治活動費	350,000
組織活動費	350,000

自由民主党新潟県新潟市南区第一支部

報告年月日 05.03.31

1 収入総額	64,436
前年繰越額	33,236
本年收入額	31,200
2 支出総額	35,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (53人)	31,200
4 支出の内訳	
政治活動費	35,000
組織活動費	35,000

令和4年分

[政党の支部]

自由民主党牧支部

報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)

1 収入総額	688,613
前年繰越額	688,613
2 支出総額	0

自由民主党白根支部

報告年月日 05.03.31

1 収入総額	394,781
前年繰越額	100,381
本年收入額	294,400
2 支出総額	320,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (100人)	104,400
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	190,000
自由民主党新潟県支部連合会	190,000
4 支出の内訳	
政治活動費	320,000
組織活動費	320,000

自由民主党新潟県新潟市南区第一支部

報告年月日 05.03.31

1 収入総額	60,636
前年繰越額	29,436
本年收入額	31,200
2 支出総額	40,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (53人)	31,200
4 支出の内訳	
政治活動費	40,000
組織活動費	40,000

[その他の政治団体]

片桐なおみを支援する会

報告年月日 05.12.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

木村貞雄後援会

報告年月日 05.12.14

1 収入総額	11,440
前年繰越額	2,440
本年收入額	9,000
2 支出総額	10,400
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (9人)	9,000
4 支出の内訳	
政治活動費	10,400
組織活動費	10,400

さとうわたる後援会

報告年月日 05.07.25(05.07.25解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和5年分

[政党の支部]

刈羽郡自民党支部連合会

報告年月日 05.09.07(05.08.31解散)

1 収入総額	1,150,898
前年繰越額	830,890
本年收入額	320,008
2 支出総額	185,917
3 本年收入の内訳	
寄附	320,000
団体分	320,000
その他の収入	8
1件10万円未満のもの	8

4 支出の内訳		
経常経費	124,128	
備品・消耗品費	121,285	
事務所費	2,843	
政治活動費	61,789	
組織活動費	58,650	
調査研究費	3,139	
5 寄附の内訳		
〔団体分〕		
(株)新潟グリーン産業	320,000	長岡市
自由民主党牧支部		
報告年月日 05.11.08(05.11.08解散)		
1 収入総額	688,613	
前年繰越額	688,613	
2 支出総額	0	
自由民主党小須戸支部		
報告年月日 05.04.07(05.03.31解散)		
1 収入総額	3,905	
前年繰越額	3,905	
2 支出総額	0	
自由民主党新潟県新潟市第四支部		
報告年月日 05.07.20(05.07.20解散)		
1 収入総額	1,112,310	
前年繰越額	1,112,310	
2 支出総額	0	
自由民主党新潟県見附市第一支部		
報告年月日 05.11.30(05.10.01解散)		
1 収入総額	2,325,820	
前年繰越額	1,035,820	
本年收入額	1,290,000	
2 支出総額	2,325,820	
3 本年收入の内訳		
寄附	1,290,000	
個人分	60,000	
団体分	1,230,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	2,325,820	
寄附・交付金	2,325,820	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
板垣信五郎	60,000	見附市
〔団体分〕		
(株)小林興業	90,000	見附市
(株)常和	240,000	見附市
丸勝建設(株)	180,000	見附市
(株)マルイ	180,000	見附市
(株)理建設計	70,000	見附市

(株)近藤建設	120,000	見附市
(株)リベラホーム	300,000	見附市
年間5万円以下のもの	50,000	

自由民主党新潟県長岡市・古志郡第一支部

報告年月日 05.04.01(05.03.31解散)

1 収入総額	68,172,248	
前年繰越額	68,172,248	
2 支出総額	0	

自由民主党新潟県新潟市中央区第一支部

報告年月日 05.07.03(05.04.30解散)

1 収入総額	1,372,578	
前年繰越額	1,372,578	
2 支出総額	1,372,578	
3 支出の内訳		
経常経費	618,061	
備品・消耗品費	226,485	
事務所費	391,576	
政治活動費	754,517	
寄附・交付金	754,517	

自由民主党新潟県胎内市第一支部

報告年月日 05.05.15(05.04.28解散)

1 収入総額	1,073,600	
本年收入額	1,073,600	
2 支出総額	1,073,600	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費 (2人)	1,600	
寄附	1,052,000	
団体分	1,052,000	
その他の収入	20,000	
1件10万円未満のもの	20,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	1,073,600	
寄附・交付金	1,073,600	
5 寄附の内訳		
〔団体分〕		
新発田建設(株)	120,000	新発田市
(株)長谷川建設	60,000	新発田市
大印合同青果(株)	120,000	新潟市江南区
(株)和穩あつぶる花はな	60,000	胎内市
大進電業(株)	60,000	新発田市
新発田青果サービス(株)	60,000	新発田市
(株)長谷川電気工業所	60,000	村上市
(株)ヨシデン	120,000	胎内市
年間5万円以下のもの	392,000	

自由民主党新潟県小千谷市第一支部

報告年月日 05.08.22(05.07.31解散)

1 収入総額	740,275	
--------	---------	--

前年繰越額	740,275
2 支出総額	740,275
3 支出の内訳	
政治活動費	740,275
寄附・交付金	740,275

自由民主党新潟県新潟市秋葉区第二支部

報告年月日 05.04.07(05.03.31解散)

1 収入総額	2,337
前年繰越額	2,337
2 支出総額	0

[国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。)]

里想会

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第2号

公職の候補者の氏名

泉田 裕彦

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 05.06.07(05.05.30解散)

1 収入総額	231,975
前年繰越額	231,975
2 支出総額	231,975
3 支出の内訳	
経常経費	88,330
事務所費	88,330
政治活動費	143,645
寄附・交付金	143,645

[資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。)]

柏経済研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名

星野伊佐夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

報告年月日 05.04.01(05.03.31解散)

1 収入総額	374,689
前年繰越額	374,689
2 支出総額	0

小山よしもと県政ネットワーク

資金管理団体の届出をした者の氏名

小山 芳元

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

報告年月日 05.05.24(05.04.30解散)

1 収入総額	10,972
前年繰越額	10,972
2 支出総額	10,972
3 支出の内訳	
政治活動費	10,972
寄附・交付金	10,972

新政懇話会

資金管理団体の届出をした者の氏名

渡辺 惇夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議会議員
報告年月日 05.07.20(05.07.20解散)	
1 収入総額	174,457
前年繰越額	174,457
2 支出総額	0

新未来政策研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名	富樫 一成
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議会議員
報告年月日 05.05.15(05.04.28解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

せきね一義後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	関根 一義
資金管理団体の届出に係る公職の種類	町議会議員
報告年月日 05.05.23(05.04.30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

本田つよし後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	本田 剛
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議会議員
資金管理団体の指定期間	01.01～04.28
報告年月日 05.05.12(05.04.30解散)	
1 収入総額	7,940
前年繰越額	7,940
2 支出総額	7,940
3 支出の内訳	
政治活動費	7,940
その他の経費	7,940

横尾ゆきひで後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	横尾 幸秀
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議会議員
報告年月日 05.05.10(05.04.29解散)	
1 収入総額	10,442
前年繰越額	10,442
2 支出総額	0

わかい恵子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	若井 恵子
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議会議員
報告年月日 05.05.09(05.05.09解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

〔その他の政治団体〕

いからし利栄後援会

報告年月日 05.09.27(05.09.17解散)

1 収入総額	83,913
前年繰越額	83,913
2 支出総額	0

魚沼みらいの会

報告年月日 05.11.17(05.11.13解散)

1 収入総額	413,159
前年繰越額	341,157
本年收入額	72,002
2 支出総額	201,720
3 本年收入の内訳	
寄附	72,000
政治団体分	72,000
その他の収入	2
1件10万円未満のもの	2
4 支出の内訳	
政治活動費	201,720
その他の経費	201,720
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
TU21	54,000
年間5万円以下のもの	18,000

新潟市中央区

金子ますお後援会

報告年月日 05.06.02(05.05.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

金子照夫とながおかを明るくする会

報告年月日 05.05.30(05.05.28解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小山よしもと後援会

報告年月日 05.05.24(05.04.30解散)

1 収入総額	13,412
前年繰越額	2,440
本年收入額	10,972
2 支出総額	11,760
3 本年收入の内訳	
寄附	10,972
政治団体分	10,972
4 支出の内訳	
政治活動費	11,760
組織活動費	11,760
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
年間5万円以下のもの	10,972

小林豊彦後援会

報告年月日 05.10.23(05.09.30解散)

1	収入総額	2,575,741	
	前年繰越額	264,162	
	本年收入額	2,311,579	
2	支出総額	2,570,287	
3	本年收入の内訳		
	寄附	2,311,578	
	個人分	2,311,578	
	その他の収入	1	
	1件10万円未満のもの	1	
4	支出の内訳		
	経常経費	1,118,944	
	光熱水費	79,341	
	備品・消耗品費	129,347	
	事務所費	910,256	
	政治活動費	1,451,343	
	組織活動費	369,133	
	機関紙誌の発行その他の事業費	117,410	
	宣伝事業費	117,410	
	その他の経費	964,800	
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	小林豊彦	1,227,778	弥彦村
	小林豊	482,400	新潟市西区
	唐澤仁	482,400	弥彦村
	年間5万円以下のもの	119,000	
さとうわたる後援会			
報告年月日 05.07.25(05.07.25解散)			
1	収入総額	0	
2	支出総額	0	
新発田Uターン促進会			
報告年月日 05.08.21(05.08.21解散)			
1	収入総額	8,743	
	本年收入額	8,743	
2	支出総額	8,743	
3	本年收入の内訳		
	寄附	8,743	
	個人分	8,743	
4	支出の内訳		
	政治活動費	8,743	
	機関紙誌の発行その他の事業費	8,743	
	宣伝事業費	8,743	
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	年間5万円以下のもの	8,743	
星山会			
報告年月日 05.04.01(05.03.31解散)			
1	収入総額	1,577,411	
	前年繰越額	1,577,411	

2 支出総額	0
高野正義後援会	
報告年月日 05.05.17(05.04.30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
高松もりお後援会	
報告年月日 05.09.29(05.08.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
チームしらFC	
報告年月日 05.04.06(05.03.31解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
とがし一成後援会	
報告年月日 05.05.15(05.04.28解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
中沢まさこ後援会	
報告年月日 05.03.27(05.03.23解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
なすゆみこ応援の会	
報告年月日 05.03.10(05.02.28解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
新潟県宇都隆史を支える会	
報告年月日 05.03.16(05.03.15解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
新潟を維新する会	
報告年月日 05.03.27(05.03.24解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
長谷川一作後援会	
報告年月日 05.07.12(05.06.30解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
古川原なおと後援会	
報告年月日 05.03.27(05.03.27解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

星野伊佐夫後援会

報告年月日 05.04.01(05.03.31解散)

1 収入総額	3,109,365
前年繰越額	3,109,365
2 支出総額	634,850
3 支出の内訳	
経常経費	579,650
人件費	450,000
光熱水費	45,650
備品・消耗品費	36,000
事務所費	48,000
政治活動費	55,200
組織活動費	48,000
その他の経費	7,200

ふかいし和栄後援会

報告年月日 05.07.14(05.07.05解散)

1 収入総額	450,760
本年收入額	450,760
2 支出総額	450,760
3 本年收入の内訳	
寄附	450,760
個人分	450,760
4 支出の内訳	
経常経費	8,600
事務所費	8,600
政治活動費	442,160
機関紙誌の発行その他の事業費	442,160
宣伝事業費	442,160
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
深石和栄	450,760 妙高市

松本忠昭後援会

報告年月日 05.03.23(05.03.01解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

宮澤一照後援会(宝照会)

報告年月日 05.04.13(05.04.13解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

未来への政治を改革する会

報告年月日 05.03.27(05.03.24解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

無所属の会(インデペンデントクラブ)

報告年月日 05.06.30(05.06.21解散)

1 収入総額	19,800
前年繰越額	16,420
本年收入額	3,380
2 支出総額	19,800
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (3人)	3,380
4 支出の内訳	
政治活動費	19,800
機関紙誌の発行その他の事業費	19,800
宣伝事業費	19,800

山賀一雄後援会

報告年月日 05.05.01(05.04.30解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

渡辺あつお後援会

報告年月日 05.07.20(05.07.20解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

渡辺有子後援会

報告年月日 05.06.23(05.05.27解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第141号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月新潟県公安委員会告示第63号）の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月22日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
法令	規定	法令	規定
(略)		(略)	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	(略)	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	(略)
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（仮設店舗の場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）		
(略)		(略)	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
法令	規定	法令	規定
(略)		(略)	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	(略)	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	(略)
古物営業法施行規則	第14条の2（仮設店舗の場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）		
(略)		(略)	